

| 会 議 要 旨 | |
|----------------|--|
| ◎会 議 名 | 第 6 回合志市中小企業等活性化会議 |
| ◎開 催 日 時 | 平成 2 3 年 1 1 月 2 日（水） 13 時 30 分より 15 時 30 分 |
| ◎場 所 | 合志市役所合志庁舎 3 階 執行部控室 |
| ◎出席委員 | 松永会長・上林副会長・池永委員・平田委員（代理：塚本氏）・亀井委員 佐野委員・水上委員・松岡委員・穴井委員・上村委員・小山委員・山下委員 宮田委員・合志委員・古武城委員 |
| ◎欠席委員 | 吉川委員・多井作委員・今村委員・濱田委員・齋藤委員 |
| ◎出席者 | 《事務局》古荘課長・末永班長・渡辺主査 |
| ◎議 題 | 1) 具体的振興施策（案）について |

【開 会】

【会 長 挨 拶】 会長

今回は具体的施策について、市の方から案の提示がありますので、委員の皆様方からより良きご意見をいただきまして、まとめていきたいと思っております。

【議 題】

1) 具体的振興施策（案）について

資料に沿って事務局より説明。

○人材育成に関する施策について

（委員）

合志市中小企業合同入社式については、前回の会議で出た意見と意図するところが違います。一番大きな狙いは、合志市役所の新人職員と、市内中小企業の新入社員が併せて初任者研修的なことを行う。それによって、同じ研修を受けたもの同士として、10年後20年後に、この合志市を背負う次の世代がお互いに連携をとることができる。という内容だったはずですが。

（委員）

市の入社式、新人研修はどのようになっていますか。

（委員）

入庁しましたら、地方自治法・条例等の勉強をしまして、役所がどのような仕事をしているのかを、全課の課長から説明をさせます。以前は自衛隊の体験入隊等ありましたが、現在は座学が主になっています。あと、県の自治会館での研修があります。1日ではできませんし、毎日という訳にもいきませんので、計画的に研修を行う必要があります。もし企業との合同の研修を行うならば、

その合同研修の日程に合わせて、こちらのカリキュラムを組むことはできると思います。

(委員)

企業の新入社員が市役所の研修に参加する、または市役所の職員が企業の研修に参加するとうようなことは可能でしょうか。

(委員)

できないということはないと思います。公務員もサービスの観点から、民間企業への研修を行うべきだと考えます。農業の体験もさせてはどうかという声もあります。

(委員)

2社以上が合同で行う独自の研修にも補助金をとということですが、これは商工会が企画する研修も該当するのでしょうか。

(事務局)

商工会には市の方から運営補助金がいっていますので、その兼ね合いもあります。

(委員)

今日お持ちしたチラシの「合志市の未来を考える会」ですが、こういったものも対象になるのでしょうか。

(事務局)

どちらかといえば企業からではなく、まちづくりの観点から見たものにはなりますが、可能だろうと考えます。

(委員)

要するに、誰かが企画をして、企業が集まって実行をしないと、なかなか開催は難しいと思われる。そこを聞きたかったのですが。

(副会長)

例えばこれをするとして、周知の徹底が問題です。商工会は会員宛に周知をすればいいのですが、商工会に加盟していないところにはどう周知すればいいのか。簡単にはいかないのではないかと考えます。もうひとつは、永年勤続表彰というのは、商工会でも実施しています。市にやっていたのは非常にありがたいことですが、商工会は市から補助を受けて運営していますので、二重に行なわなくてもよいのではないのでしょうか。

(事務局)

合同入社式の話ですが、実際どのくらい毎年新入社員が入ってくるのかは把握していません。また、周知の方法ですが、確実に伝えられるのは、商工会会員・企業連会員ぐらいしかありません。あとは広報誌・市ホームページになります。商工会が大きい母体にはなりますので、始めるならばまずはそこからと考えます。あと、合同入社式ではなく、合同研修会にしてはどうでしょうか。企業と市の新人が、何日間か合同で研修を行う。

(委員)

新人同士で顔合わせができて、この日に入社したという確認ができれば内容的には充分であると思います。

(会長)

それを将来に結び付けないといけません。新人だけではなく、何年後かにまた行なってもいいのではないのでしょうか。

(事務局)

3番目の中小企業勤続年数表彰制度ですが、商工会の総会で勤続年数表彰は10年と20年であるということです。それならばあえて市で独自に行う必要はないと考えます。やるならば、商工会で20年表彰を行うならば、その場をお借りして市で30年以上の方を表彰するとか。

(委員)

市の方から事前に頂きました資料について、商工会の事務方で協議してきましたのでご報告します。まず、中小企業大学校の助成制度ですが、現在の制度の中で、商工会が3分の1を対応がありますが、これはあくまで会員企業のみです。また、各年度の総会の事業計画で提案をして、承認を得てからの執行になりますので、確実にということではありません。また、改正案のなかでコース等とありますが、非常に範囲が広いので、研修の受講費のみが対象ということをはっきりと明記したほうがよいと考えます。次に二つ目ですが、合同入社式は非常にいい制度と思いますが、具体的施策の中の、「地元中小企業の代表者を講師とした」とありますが、あまりにも具体的すぎます。その時の社会情勢等に応じた専門的な講師も呼んではどうでしょうか。また商工会でも毎年4月に接客マナーの講習会を行っています。これは1月から実施時期、内容等の計画に入りますので、合同入社式等を行うのであれば、即動かないと厳しいかなと思います。参加者がどうだろうという意見もありましたが、まずはこれを実行する。実行することで合志市を新聞等メディアでPRしていけばよいと考えます。次に勤続年数表彰制度ですが、じつは熊本県が11月の勤労感謝の日に、いろんな業種、業態を対象に表彰を行っています。商工会でも行っており、若年労働者表彰制度もあります。最初市が提案されているこの制度を見たときに、時期と費用などどうするのかという疑問を感じました。関係者ばかりで寂しい表彰式になるという懸念もありますので、もし行うならば商工会の総会等で行われるときに一緒に実施したら効果的かなと考えます。今までの表彰者数を申し上げますと、3年間で30名あっております。年々減っていますが、市の方でも行うのであれば、推薦者数も増えてくるのかなと思います。

(副会長)

商工会は、県・市から補助を頂いて運営していますので、市をフォローアップする立場にあります。やっていただくのはありがたいことですが、充分その辺りを考えられて施策をやっただかかないと、二重になったり、商工振興課の職員が大変な思いをされることになると思います。商工会ができることは商工会に任せて、会員が少しでも増えるような施策をしていただければと思います。

(委員)

商工会に未加入の方にはどのように周知をするのでしょうか。

(事務局)

二通りの考え方があります。商工会に限定をして表彰等をする。この場合は表彰を受けたい方は商工会に加入してもらおう。もうひとつは商工会会員に限らず、市全体の企業に周知をする。ただ、全部を拾うのは難しいかなと考えます。

(委員)

企業連でいえば、必ずしも商工会に加入するという義務はありませんし、また誘致企業等で来られているところを考えたとき、やはり二通りの考え方になるのは現実だと思います。

(会長)

ただ、合志市としては商工会会員だろうがなかろうが市民ですので、そういう方達が市に対して有意義な仕事をされている、そういうことであれば会員の加入に関係なく表彰するということが、市としての態度だと思います。

(委員)

人材育成をどのように考えるかが大事だと思います。若い方達を育てようというのなら、若年者に視点を絞ってもいいと思います。商工会が20年で表彰をしていますので、合志市に就職してもらい、長く勤めてもらいたいという考えで、若年者というくりにすればやりやすいのではないのでしょうか。

(副会長)

企業連・建設業協会・管工事組合等ありますが、商工会に入らないところもあります。しかし、建設業協会はほぼ95%近く商工会に入っていますので、周知をするのは企業連と商工会と二つに絞ってダブらないようにしたほうがいいのではないのでしょうか。

(会長)

表彰されるのは各団体ということで考えれば、市が表彰するということになるのではないのでしょうか。

(委員)

皆さんおっしゃっているのは、20年表彰と若年者表彰と二つやっているが、そのうちの5年・10年の表彰を市の方でやってもらうということでしょうか。ただ、商工会は総会の時に行えばいいが、市が表彰をするときは、いつどこで行うのかということもあるかと思います。例えば他の表彰式があるときに併せて行うのか。いずれにせよ、20年の表彰と短いスパンでの表彰とに分けて考えるべきだと思います。

(副会長)

20年表彰とか若年者表彰とかは、商工会会員のメリットでもあるわけです。従業員数の少ない中小企業の社内でやるよりは、商工会総会という大勢の場で表彰するほうが、表彰されたほうも、表彰されたという感じがすると思います。

(委員)

案内は商工会から来てると思いますが、見逃してしまいなかなか参加できてないのが現状です。そういう企業が案外多いのではないのでしょうか。

(委員)

確かに多いです。講習会でも気づいたときには終わっていたとか聞きます。700の会員がいますので、郵送したりホームページに掲載して周知はしていますが、気付いてもらえるのが難しいところですね。

(委員)

〇〇委員がおっしゃっているのは、合同入社式を行うと、どこの企業の誰がいつ入社したかが

把握できて、それが1年後・5年後にお互い認識しあえることができ、また合志市で市民と一緒に働いているという意識が強くなるということだと思います。

(委員)

企業の大きさもありますが、市で表彰式を行うときに市の大きさ、歴史とか文化とかでずいぶん変わるかと思います。過疎化地域では後継者ができたら助成金を出すという制度もあります。もし合志市独自で何かをやるということであれば、そういう何かを加えたようなことをやるという考え方もあると思います。

(副会長)

まとめますと、企業連は企業連、商工会は商工会で今まで通りに表彰式を行う。市はそのPRに力を入れていただくということによろしいのではないのでしょうか。

(委員)

私が言いたいのは、合志市の中小企業が全て企業連と商工会という二つの組織に入れれば問題ないと思います。中小企業の定義は分かりませんが、二つの組織に入りたくても入ることができない事業所はどうするかということです。市が表彰するという事ならば、合志市で働く全ての労働者が対象にならないといけないと考えます。

(副会長)

門戸は広げていますので、それで入らないという企業にあえて表彰等をする必要があるのでしょうか。

(委員)

条例をつくった時に、中小企業基本法に定める商工業者と定義をしています。条例に基づいての活性化会議ですので、定義に当てはまらない企業は該当しないということだと思います。

(委員)

しかし、この会議を始めたときに、農業の方達はどうかという議論をしたと思います。例えば個人企業とかでも線引きができない中小企業はいっぱいあります。

(事務局)

あえて中小企業等とつけていますので、若干幅を広くして考えてもいいと考えます。

(委員)

いろいろ考えると視点がぼやけてきて、方向性がはっきりしなくなるので、基本は条例に置いたほうが良いと思います。

(委員)

方向性がおかしくなることはないと思います。合志市が何でその人達を表彰するのかの目的をはっきりとさせておけばいいわけですから。対象を企業連と商工会の二つに絞ることはおかしいのではないですかと私は言っているわけです。

(副会長)

何度も言いますように、企業連も商工会も門戸を広くしていますので誰でも入れます。それで加入しないような努力をしないところを表彰する必要はないと思います。加入していないのに、うちは表彰がもらえなかったと言われても市も困ると思います。

(事務局)

大きな範疇では、事業所という捉え方で、市内に1200くらいはあります。そこから除くのは大企業を除くという話で、その枠組みくらいでいいかと考えます。官公庁とか学校、幼稚園は除き、全て企業連・商工会に入れると思います。

(委員)

加入の有無、入れる入れないではなくて、企業の側からこういう人間がいるので表彰して下さいという推薦があれば表彰していいのではないのでしょうか。

(委員)

条例の2条の2項の解釈ではないのでしょうか。中小企業等の意味と各団体の住み分けをもう少し明確に出さないと混乱するのでは。

(副会長)

例えば、アパートの経営者等も事業主になりますが、本人はあまり自覚されていません。そういった方達は他にもたくさんいます。全部拾い上げるのは難しいと思います。

(会長)

基本となる中小企業等を踏み越えない範囲で、まとめないといけないと思います。市としては、合志市に住んでいる事業者の方であれば表彰する。永年勤続だけが表彰対象ではなくて、短くても貢献があれば表彰する。そういうことを考えるべきだと思います。

(事務局)

今まで出ました意見を持ち帰りまとめたいと思います。

○域内循環に関する施策について ※資料に沿って説明(事務局)

(事務局)

補足ですが、企業提案事業認定制度については、企画課のほうで企業だけではなく市民の方達も対象としたものとして制度化が進んでいますので、そちらの方に併せたいと思います。

(委員)

中小企業店舗等近代化融資金利子補給制度についてですが、産業実態調査でもはっきりしましたように、合志市内で一番多いのは建設業関係、次に卸小売業、次にサービス業というのが実態です。以前から商工会の事務方でも話していましたが、店舗等ということであれば、非常に厳しい小売業界が自身の店舗が該当するかどうかははっきりと分からないのが現状です。設備資金等というようにして、門戸を広げたほうが利用者は多くなるのではないのでしょうか。次に住宅リフォーム助成制度については、市内の施工業者とありますが、この定義付け。いろいろなパターンがあると思います。また、リフォームというのはどこまでがリフォームとするのか。範囲をはっきりしないといけないのではないのでしょうか。

(委員)

500万未満であれば、建設業の許可無しでも施工できます。何もない一人の大工さんが施工をしてこの制度の対象となるのかということですね。

(副会長)

建築士がいるかいなか、それから保険ですが事故等に対する保証をしているのかどうか。その辺をある程度きちんとしているところを対象としないと、行政は特に大変だと思います。

(事務局)

住宅リフォーム助成制度は全国で400自治体くらい行っています。熊本県では、山鹿と多良木と天草等が行っており、全国的に増えてきています。ただこれをやりますと、上限10万円にしても100件で1000万円ということで、財源の問題がでてきます。現在の市の財政の考え方として、新しい事業を行うならば、他の事業をやめて、その分の財源で行うというのが基本的な流れです。かなりハードルが高いので、市長、財政課と十分に話を詰めないといけません。

(委員)

もし事業をやるとなると、事前に申請して、現場を見て、見積り等を見て本当に適しているかどうかをチェックする。また完成した後にその工事が適切に行われているかを検査して、という事務手順もある程度考えていないといけません。

(事務局)

やるならばある程度30年以上経った住宅とか、20年以上経った住宅とか、所有者の所得制限を設けるとか絞って行う必要があると思います。基本的な目的は、市内の建設業者・電気業者に仕事をいっぱい請け負って頂くということです。

(委員)

400自治体が行っているもので、そのデータを収集すればできると思います。この中小企業振興条例ができた目的は、合志市にある中小企業の人達に仕事をきちんとしていただいて、循環できるようにしていこうということです。こういう取組が条例ができてからの本当の取り組みに近いと思います。こういう具体的なものをつくっていかないと良くなっていかないので、挑戦してみる価値はあるかと思います。

(事務局)

住宅リフォームをした際の借入金の利子補給という形でもいいと思います。そのかわり市内業者を使ってリフォームをしてくださいということです。あと6番になりますが、設備についても対象とすると解釈していいかと思います。ただ、今回の拡充で市内の業者を使うのであれば、利子補給額が5割のところを10割にするとありますが、設備となると市内の業者を使うのが難しくなるのではないのでしょうか。

(委員)

工業団地も数多くありますので、新たな生産ラインを入れたいというときに、結果的に雇用の確保等に繋がりますので、これも制度の対象とならないか。また営業用の車等を借り入れて購入するときも対象とならないか。そういう対象となるかもという期待を持たせるような名称に制度名を変えてもいいのではないのでしょうか。また商工会に相談があればいいのですが、銀行から直接融資を受けたりしていると把握できないという問題もあります。アンケートの結果として、将来的に伸びる要素としては卸小売業はあまりない。ただ、建設業・サービス業は伸びていく可能性があるため、そこは支援すべきではないのでしょうか。

○販売促進に関する施策・就業支援に関する施策 ※資料に沿って説明（事務局）

（会長）

展示会の出展に関する助成は要望は多いのですか。

（事務局）

アンケートでは要望がありました。数的には把握していません。ブランド関係でも大阪等で展示会に出展する機会が多いです。

（副会長）

今度のグランメッセで行われるくまもと物産フェアは、合志市が17店舗出店で最大です。これも市の支援の賜物であると考えています。

○その他について

（委員）

人材育成費補助金ですが、今までは人吉校に限っていましたが、ポリテクセンターも入るようになったということありがとうございます。セミナーについては年間1000名の目標に対して、800名の参加がありますが、残念ながらほとんどが熊本市内の方達です。せっかく活性化会議で話を進めていますので、合志市内の企業が何社か集まって、こういう研修をやって欲しいという要望が挙げれば対応したいと思います。人数が集まれば費用も安く済みます。

（委員）

商工会でも年4回ほどパソコン研修を行っておりますが、非常に好評です。エクセルからデータベース等の研修まで行いましたが、一人の欠席者もありませんでした。ポリテクセンターを利用させていただいていますので、費用も安く上げられています。（閉会）

※次回は12月22日（木）開催予定